

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の整備に伴う関係政令の整備に関する政令案
参照条文 目次

一	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）	1
二	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	2
三	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）	3
四	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）	6
五	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）	9
六	湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）	10
七	湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）	10
八	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）	10
九	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）	11

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「大氣の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大氣の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四條第一項において同じ。）」に改め、同條第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四條第二項において同じ。）による大氣の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十四條中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大氣の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十七條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同條を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同條第五項とする。

第二十八條の二第三号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第三項」に改める。

第三十一條の二中「第二十二條」を「第二十二條第一項及び第二項」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第二條 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の下に「（放射性物質によるものを除く。第十七條第一項において同じ。）」を加え、同條第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七條第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第十七條中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

第二十三條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第二項の表第一号」を「第一項の表第一号」に改め、同項を同條第五項とする。

第二十四條の二第三号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第三項」に改める。

第二十八條の二中「第十五條」を「第十五條第一項及び第二項」に改める。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)

第三条 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(環境影響評価法の一部改正)

第四条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)

(報告及び検査)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状態、特定施設の事故の状態、揮発性有機化合物排出施設の状態、一般粉じん発生施設の状態、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2
4 (略)

(適用除外等)

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

2 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで(同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところに

よる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の五、第十七条の七、第十八条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 （略）

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）

（報告及び検査）

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法、ばい煙量及びばい煙濃度、法第六条第二項の環境省令で定める事項並びにばい煙発生施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求めることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、その職員に、ばい煙発生施設を設置している者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙発生施設及びばい煙処理施設並びにこれらの関連施設、ばい煙発生施設に使用する燃料及び原料並びに係帳

簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、ばい煙発生施設に使用する燃料、原料及び関係帳簿書類について行うものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者（法第二十七条第二項に規定する特定施設を設置している者を除く。以下この項において同じ。）に対し、特定施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求め、又はその職員に、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七条の五第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七条の十一、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法について報告を求め、又はその職員に、一般粉じん発生施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八条の四又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

6 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん発生施設の使用の方法、特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法及び法第十八条の六第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定粉じん排出者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定粉じん発生施設及びその関連施設、特定粉じん発生施設に使用する原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する特定粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八条の十一又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

7 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市

、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。

一（三）（略）

四 法第二十七条第三項の規定による通知の受理に関する事務

五 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

六（略）

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、藤沢市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一（五）（略）

六 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

七 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

九（略）

3（略）

4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一（四）（略）

五 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務

七 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務
八 (略)

5 (略)

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）

（報告及び検査）

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

（適用除外等）

第二十三條 この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

<p>一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>二 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>三 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条か</p>

<p>四 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>五 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該有害物質使用特定施設</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>七 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該指定施設</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項</p>
<p>八 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業</p>	<p>当該有害物質使用</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七</p>

場から特定地下浸透水を浸透させる者

特定施設

条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項

十一 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者

当該指定施設

第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項

十二 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者

当該貯油施設等

第十四条の二第三項及び第四項

十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者

当該貯油施設等

第十四条の二第三項及び第四項

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第五条、第七条、第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設又は指定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排出水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に

対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うことができる。

2 (略)

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)

(報告及び検査)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第二項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

5 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一(五) (略)

六 法第十七条の規定による公表に関する事務
七 (略)

- 八 法第二十三条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務
- 九 法第二十三条第四項の規定による要請に関する事務
- 十 法第二十三条第六項の規定による協議に関する事務
- 十一 (略)

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）

（政令で定める市の長による事務の処理）

- 第四十二条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。））、
 - 第四条第一項、第七条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十九条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。
- 2 (略)

湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、秋田市、つくば市、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、松江市、岡山市及び倉敷市の長（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一・二 (略)

- 三 法第十二条第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定による通知の受理に関する事務
- 四（十）(略)

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

（内部部局）

第七条 (略)

2) 4 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6) 8 (略)

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）

（水・大気環境局の所掌事務）

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に関すること。

四 公害の防止のための規制に関すること。

五 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関すること。

六 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等という。第十七条第四号及び第三十二条第七号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

七 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自動車の交通に起因して生ずる大気汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）。

八 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

九 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

十 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

十一 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（大臣官房の所

掌に属するものを除く。)

十二 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

十三 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

十四 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

十五 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)に限る。)

(大気環境課の所掌事務)

第三十三条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 騒音に係る環境基準の設定に関すること。

二 公害の防止のための規制に関すること(大気の汚染(ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものであつて、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)

四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること(土壌環境課の所掌に属するものを除く。)

二 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)の防止のための規制に関すること(土壌環境課の所掌に属するものを除く。)

- 三 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
- 四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 六 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（水底の底質を含み、地下水を除く。）に係るもの。

（土壌環境課の所掌事務）

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地下水の水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。
- 二 地下水の水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関するものを除く。）。
- 三 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの。